

ること、についても詳細な定めがある。子どもには、子どもの年齢や理解力等に応じて、フォスター・ペアレント自身の子どもと同レベルのプライバシーが与えられる。「適切なレベルにおいて」電話を使用するときのプライバシーやバスルームを使うときのプライバシー、自分の持ち物についての安全とプライバシーが保証される。私信を開封されないことも保証される。

自分の持ち物に関しては、次のような定めもある。

自分の持ち物をまとめて入れておける旅行鞄を与えられるべきである、自分の持ち物をホームの他の人達と一緒に使うことを拒否できる、ホームの他の人達に対して、自分の持ち物を大事にすることを主張できる、ファミリー・ケア・ホームから出て別の所に行くとき持っていくことが出来る。

但し、所有物に関しては刑法との接点が出てくることもある。例えば、武器、麻薬、盗品などを受け取った場合に関してである。このような場合には、フォスター・ペアレントは子どものソーシャル・ワーカーに連絡し、子どものソーシャル・ワーカーが警察に知らせることになる。疑いの段階の場合においては、フォスター・ペアレントは子どものソーシャル・ワーカーに連絡し、ワーカーが子どもの持ち物を調べる。その時には子どもが立ち会うことになるが、立ち会いが他の者の健康や安全にとってリスクがある場合にはこの限りではない。

なお、イン・ケアにあった青年との協定（agreement）が必要になる場合もある。

これについては、CF&CS Act 72条に定めがある。

ディレクターは、19歳の誕生日がくるまで以下の状況にあった者と、書面による協定を結ぶことができる。

- a)ディレクターの継続的なカスタディ、
 - b)the Family and Child Service の長のパーマネント・カスタディ、
 - c)養子縁組のディレクターのガーディアンシップ、
 - d)the Family Reations Act の29条のもとでのディレクターによるガーディアンシップ
- 協定によって、援助を提供したり、教育のプログラムや職業訓練のプログラムに登録する人や社会復帰のプログラムに参加する人を支援するサービスを提供することができる。協定の期間は、24ヶ月を超えてはならない。また、24歳の誕生日を超えて延長してはならない。

8. フォスター・ペアレントの責任と権利

フォスター・ペアレントの責任と権利についても詳細な規定がある。以下、アウトラインのみを列挙する。

子どもがファミリー・ケア・ホームに来ることが告げられたとき、フォスター・ペアレントには、子どもをケアしていく上で関係のある、その子どもと家族の背景に関してそれまでに明らかになったあらゆる情報が知らされる権利が与えられる。これらの情報は文書になっているので、ソーシャル・ワーカーはそのコピーをフォスター・ペアレントに渡すことになる。子どもが、親との協定によってディレクターのもとでのイン・ケアにある場合、フォスター・ペアレントにはその協定書も渡される。子どもの背景の情報には、例え

ば虐待について子どもが嘘の申し立てをしたという事実が過去にあった場合や、親や拡大家族が他のフォスター・ペアレントに対して不適切な接触を試みたことがあるというような事実も含まれ、それはフォスター・ペアレントに告げられると同時に、ケア・プランの中にも書き込まれることになる。

子どもとその家族についての情報については守秘義務を負う。フォスター・ペアレントの子どもや他の家族に対しても知らせてはならない。但し、その者達の安全と健康に影響を与える情報については別である。もしもどの情報が秘密に当たるのかがわからないときには、子どものソーシャル・ワーカーに尋ねる必要がある。

子どもを家に受け入れる前に、自分たちの限界についてよく検討しておくことが大切である。受け入れの決定は家族全員で、充分な時間をかけて行われなければならない。子どもの側に特別な問題がある場合には、特に慎重にすべきである。そして託置を断ることが出来るということ、どのような懸念についてもリソース・ソーシャル・ワーカーに相談できるということを忘れてはならない。通常フォスター・ペアレントが心配に思うことをリストアップしてあるので、それも参考にして充分に検討すべきである。

フォスター・ペアレントは次の事柄について責任を負う。

- ①子どもが家に戻ることが可能な場合には戻れるようにすることを目的とし、そのためのチームの一員として働くこと、
- ②子どものために、安全な家、適切な食事、家庭的な環境等を、ガイダンスやスーパービジョンに基づいて提供すること、
- ③子どもの発達や変化について、ソーシャル・ワーカーや専門家に伝えること、
- ④定期的にソーシャル・ワーカーと会い、自分の家庭の変化について告げること。
- ⑤定期的に、子どもに対して、子どもやその家族が文化面で所属しているコミュニティとのコンタクトをとること。但し、それが子どもにとって適切な場合に限る。

子どもについての記録をとり続けることは、省との協定の重要な部分である。記録は、理想的には、毎日子どもの成長やその日の行動が書かれるべきであるが、最低限度のものとしては、重要な事柄はすべて記録され、出来る限り早く子どものソーシャル・ワーカーに知らされなければならない。重要な事柄には次のことが含まれる。

- ・子どもの家庭の訪問
- ・学校関係の事柄
- ・健康面での事柄
- ・通常見られない態度、あるいは、態度の変化
- ・子どもが特別に達成できた事柄
- ・子どもの環境や日々の状況の変化
- ・子どもに危害が及ぶような事柄のすべて
- ・無断外出・無断外泊

このケアを行う人の記録は、Family Care Homes agreement を構成するものであり、*C F & C S A c t* のもとでの「記録」に該当するものもある。従って、これらの記録は省の財産であり、ファミリー・ケア・ホームでのケアの終了時には保管のため省に引き渡されることになる。

フォスター・ペアレントは次の事柄について権利を有する。

子どもに関するあらゆる情報が充分に与えられること（例外はある）、自らがなすべき役割およびディレクターの役割について明確な説明を受けること、子どものニーズに合致しないと感じたときにケアの提供をやめることができること、子どもに関する意思決定に参加すること、ケア・プランについてもチームの一員として扱われること、子どものニードに合致したケアができるようディレクターに相談したりディレクターからのサポートを受けること、裁判所の決定等を知らされること、ディレクターの意見に同意できない場合にどのような解決のための手続きがあるかを知らされること、子どもが他へ移されるときに理由が知らされること、ホームが閉鎖されあるいは資源が利用できなくなるときにその理由が知らされること、子どものケアを担当するチームの一員として訓練をうけること、子どものケアに関する教育を受ける機会が提供されること、フォスター・ペアレントで構成される地域の団体に参加すること、ディレクターの記録に含まれるフォスター・ペアレント自身に関する情報にアクセスできること、協定の効力を終わらせたり一時中断させたりすること、託置が終了したときの精神的な混乱や悲しみを軽減させるためにサポート・サービスへの橋渡しが行われること、ディレクターが子どもにとってパーマネント・プランが最善の利益に適うという判断に至った場合にフォスター・ホームが他の候補の家庭と共にパーマネント・ホーム候補として考慮されること、子ども自身やその子どもの家族からの暴力的な言動によってフォスター・ファミリーが身体的・精神的に傷つけられるような場合にはディレクターによって援助されながら地域のあらゆるサービスを利用し対処すること、等である。

フォスター・ペアレントは保険に加入しなければならない。このことは省との協定の中で定められる。省は BCFFPA に対してフォスター・ファミリーのための保険二種の資金を供給する。一つは、全フォスター・ペアレントに対して自動的に、フォスター・ケアに関連して提供される保険である。これはフォスター・ペアレントが誰から身体上あるいは財産上の損害（故意による場合を除く）についての賠償を請求された場合に対処するものである。もう一つは、自分自身でかけている家の保険に付加するもので、子ども関係でフォスター・ペアレントに対して引き起こされる盗みや損害に対処できるよう BCFFPA によって特別に用意されたものである。この要件に該当する損害が発生した場合には、省が弁償することになる。フォスター・ペアレントが自分自身で家の保険をかけていない場合には、リソース・ソーシャル・ワーカーとこの件について話し合う必要がある。以上の二つのタイプの保険の詳細は BCFFPA によって、すべての認証されたフォスター・ペアレントに対して提供される。保険に関してフォスター・ペアレントが一般と異なる扱いになる三つ目の保険は、自動車保険である。子どもを乗せているときに事故が起る場合に備えて、最低でも 100 万ドルの保険に入らなければならない。

フォスター・ペアレントは税において特典を受ける。すなわち、フォスター・ホームで子どもをあずかったときに受け取る報酬に対して、原則として税金はかかるない。但し、この原則には例外もあるので、BCFFPA 等が個別に情報を提供している。

BC 州では原則として、日本のようにフォスター・ペアレントと子どもの実親との間に子どもの居場所をめぐっての相克が生まれることはない。蓋し、子どもを家庭から離す場合には子どもの最善の利益を基準として裁判所が判断し、その度合い（類型）に応じて実親の関与の態様と監護権の在処が定められているからである。例えばフォスター・ホーム

に継続的にいる場合には、ディレクターだけがガーディアンとなり、実親はディレクターの許可を得た場合のみ子どもに会うことができるだけである。

最終段階に至ったときに、フォスター・ペアレントが養子縁組を希望することがある。

養子縁組については、BC州ではフォスター・ケア・ホーム託置と、養子縁組託置とを分けていて、フォスター・ケアの目標は原則としては家庭復帰であるから、最初から養子縁組を目的としてフォスター・ケアを行うフォスター・ペアレントは少ない。しかし、実際には、最初からあるいは努力してみたが家庭復帰できず、恒久的なプランが必要になる場合がある。そのような場合には、養子縁組候補の一つとして考慮される。但し、養子縁組が成立するためには、さまざまなファクターの検討および手続きを経て、そのフォスター・ペアレントとの縁組が他の選択肢よりも子どもの最善の利益に適うことが認められなければならない。その場合の非常に大きなファクターは、子どもとの絆の強さである。

フォスター・ペアレントには、利用することができる様々なサービスがある。

コミュニティにある利用可能なサービスは次の通りである。

医療上のサービス・・・医者、看護婦、理学療法士、言語療法士など

精神面でのサービス・・・行動面や心理面での問題に対するサポートなど

学校関係でのサービス・・・カウンセリング、家庭教師など

省が資金を出してコミュニティで行っているサービスには以下のものがある。

ホーム・ヘルパー、および、ベビー・シッター／レスパイト・ケア／子ども、および青年のケア・ワーカー／特別なニードを持つ子供へのケア／幼児の発達についてのコンサルタント

また身体や精神面での障害によって発達の遅れが見られる幼児（3歳未満）に対しては、BC州の特別なプログラムが存在しているので、それを利用することにより専門家の援助を受けることができる。BCFFPAも様々なプログラムをもっている

9. 歴史 および、今後の展望

1981年に、child care resourcesは、foster home, group home, facility, child's own homeとされた。1986年 the Ministry of Social ServicesがBCFFPAとともに、フォスター・ケアの調査をふまえて、次の改革を行った。

*支払い金額・・・一律ではなくなった。全体的にアップした。

2794のフォスター・ファミリーを、新しいカテゴリーである Family Care Homesとし、知識、技能、経験、能力によって、支払い額を変える

*支払いのシステム、および情報供与システムの改革

*プログラムを実施する大勢のスタッフ（600～700名のソーシャルワーカーを含む）に特別な訓練を行った

*サポート・スタッフ（Regional Manager, District Supervisors, Supervisors of Administrative Services, other field support stuff）と、BCFFPA、現場のスタッフ、care givers、その他州の職員が連携、協力して、プログラムの開発に取り組んだ

1988年から1992年の間に、3490万ドル以上（30億円程度）の資金が、家族支援を発展させるプログラムのために支出された。

1991年、Active Adoption Review Registry が創設された。

1997年 the Ministry of Children and Family Development は、ファミリー・ケア・ホームやグループ・ホームで暮らしている子ども達の環境について調査し、広義における安全性の再検討を始めた。この数年間で重要な改革が数多くなされている。例えば、フォスター・ペアレントのストレスを軽減するためのレリーフ・ケアや、通常の時間外においてもフォスター・ペアレントからの問い合わせに対応できるラインを開設すること、子どものケアにとって欠かせない安全・栄養・躾・緊急事態のときのプランを作成すること、レクリエーションなどについての基準の改善、専門性の高いケアや他文化に対応できるホームを増やすこと、子どもとソーシャル・ワーカーとの接触をさらに頻繁におこなうこと等である。

1999年の改革については本文中に記してあるとおりである。今後の計画としては、一方において、子どもの家庭あるいは拡張家族に対するダイレクトな援助をさらに充実させ、子どもが子ども自身の家庭あるいは拡大家族のもとで暮らせる可能性を高めるとともに、また、一方においては、ファミリー・ケア・ホーム、なかでもケアが難しい子どもを受け入れるレベル2とレベル3のホームを増やし、養子縁組も増加させていく、としている。この両者は、子どもの確実な保護、子どもの最善の利益という観点から、全く矛盾するものではない。また、ソーシャル・ワーカーを増員し、アボリジナルにも充分な配慮を行うとされている。いずれも、さらなる資金が必要とされるプログラムであるが、BC州はこの1、2年の間に達成しようとしている。

BC州がこのようにフォスター・ケアに力を入れているのは、子どもに対するケアは、すべての社会にとって最も重要な仕事である、という理念を有しているからである。この理念のもとで、ファミリー・ケア・ホームは、これまででも、今後も、自分の家族によるケアを受けることができない子ども達に家庭を提供するための方法として最も重要かつ中心的な役割を担っている。

VIII オーストラリア（ニューサウスウェールズ州中心）の里親制度

志田 民吉

一、序論

1. オーストラリアでは、児童及び青少年(Children and young persons)（注1）のケア(care)及び保護(protection < Foster Care, Adoption を含む>)については、各州がそれぞれに法律、行政、予算について責任を持っている。この報告では、行政規模の最大であるNSW州について、また必要な範囲で連邦政府の役割りや関与を中心に報告する。

「里親」の用語は、オーストラリア・NSW州では、旧法・1987年法（注2）の下では“Foster Parent”的単語が使用されていたが、新法・1998年法（注2、注3）の下の規則では“Foster Care”に改められる予定である。これは1987年法改正作業において提言され、新法に反映したものであり、新法においてはFoster Careは“out-of-home care”的概念の中に児童または青少年のケアや保護に関する諸サービスを一元化し、児童や青少年の利益のために柔軟なそして効果的な運用を試みている（注4）。

*わが国の「里親」に該当する単語は、用語自体としてFoster Carerが最も近い（1998年法の下では、それまで使用されていたFoster parentからFoster carerに改められる提言がされている）が、しかし1998年法の規定する制度としては、家庭外ケア(Out-of-home care)の提供者としてAuthorised Carerとして一括した取扱がされており、わが国の児童福祉法第27条に規定する「里親」の意味は、むしろ1998年の下では「家庭外ケア(OOHC)の提供者であるAuthorised Carer」に相当すると思われる。1998年法の下では、複雑ではあるが、OOHC制度を規定しても、その制度の運用は旧1987年法に根拠をおく1996年Regulationにより行われている、いわば一種の「過度期」に置かれている。このような状況の下での制度紹介するために、以下においてOOHCの提供者としての意味で里親を使用する場合には「里親(OOHC)」として用い、Foster Carer(Parent)の意味で使用する場合には、単に「里親」として、以下用いる。二、本論1(3)の再説明を参照。

このように、NSW州の児童及び青少年のケアと保護に関する基本法は“Children and young persons(Care and Protection)Act 1998 No. 157”であり、Out-of-home care（以下、“OOHC”と省略して用いる）を含む広範な児童、青少年のCareとprotection（保護）を対象とした包括的な法律である。また、オーストラリア連邦内の他の州との法律や制度、呼称と違った、各州独自のものが使用されていることに注意が必要である（注5）。また、後述するが、児童保護(protection)とOOHCについて注意すべきは、前者は、当該児童保護規定が2000年12月に公布された関係で1998年法の規定に従い運用されているが、後者、即ちOOHCについては、1987年法によって運用されていることである。これは1987年法に基づく規則（最新版はChildren (Care and Protection) Regulation 1996）によって、継続的にOOHC制度は運用されていることを意味している（注6）。

*「略称」以下の本文においては次のように形で引用する。

“Children and young persons (Care and Protection) Act 1998 No. 157”は“Act 1998”として引用

“Children (Care and Protection) Regulation 1996”は“Regulation 1996”として引用

“Out-of-home care”は“OOHC”として引用

“Department of Community Services”は“DoCS”として引用

2. (1) オーストラリアの人口構成（連邦、州／自治区）

オーストラリアの人口構成は、特色は都市部に集中し、年齢階層別人口は確実に高齢化している。特に、後期高齢人口（80歳以上）の全人口に占める比率は1990年の2.2%から2001年3.0%、推計値では2021年4.4%、2041年では8.2%、65歳以上の人口比率は24.8%となり、国民の4人に一人が高齢者の社会になる予測である。このように、オーストラリアにおいても、少子高齢化傾向が顕著であり、少子化対策、児童医療及び保健、福祉対策は重要な関心対象である。また、社会の人口構成が少子高齢化傾向が顕著に示す中で、さらにOOHCの利用人口が増加している事実は、子どもを成人とする事業の社会的重要性が年々高まっていることを示すものもある。

表－1 オーストラリアの人口構成（連邦、州／自治区）

人口構造	1990年	1994年	1999年	2001年	2011年	2021年	2041年
総人口	17,065	17,855	18,937	19,387	21,289	22,926	25,034
(男性)	8,511	8,888	9,425	9,655			
(女性)	8,554	8,967	9,512	9,731			
都市部人口	63.6%	63.5%	63.8%	64.1%	64.8%	65.4%	66.8%
年齢階層別(%)							
0-14歳	22.0	21.6	20.7	20.2	17.7	16.1	14.8
15-64歳	66.9	66.6	67.0	67.4	68.0	65.5	60.4
65歳以上	11.1	11.8	12.3	12.4	14.3	18.4	24.8
80歳以上	2.2	2.5	2.8	3.0	3.9	4.4	8.2
平均年齢(歳)	32.1	33.4	34.9	35.4	38.6	41.2	45.1
原住民の 平均年齢(歳)	19.8	20.0	20.2	20.3			
性別比較①							
0-64歳	103.1	102.6	102.4	102.5			
65歳以上	74.5	76.3	77.5	79.0			

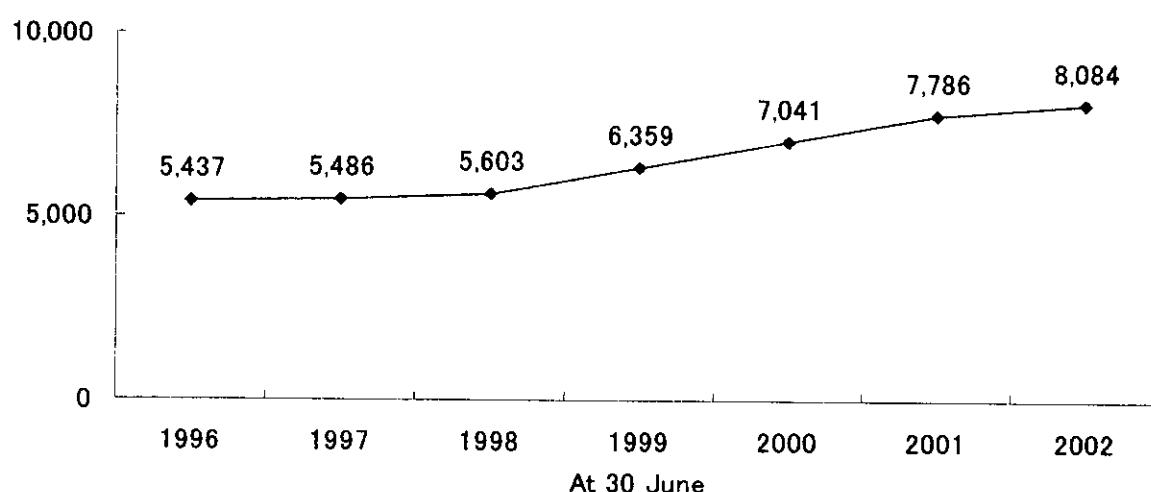
*①性差比較は女性を100とした場合の男性比

2011年以降については推計値。それぞれ各年6月30日現在の数値。

1994年からクリスマス及びココス諸島を含む。

出典：Australian Social Trends 2002 (Australian Bureau of Statistics)

図－1 OOH C利用者（0-17歳）数の年次比較（NSW州）



出典：Child protection Australia 2001-02,AIHW “Table 11: Number of children aged 0-17 years in OOH C, by State and Territory, 30 June 1996 to 2002”

(2) 児童の居住分布（州とテリトリー）

2000年6月30日現在、0-14歳のオーストラリア全児童数の半数以上が、ニュー・サウス・ウェールズ州とビクトリア州の2つの州に居住している。北部自治区(N T)を除き、全州／自治区において、0-14歳児童はそれぞれの州／自治区の人口の19.5% - 21.1%の間にある。北部自治区は26%で、他の州及び自治区に比較して高率であり、これは州人口はアボリジニやトレス海峡諸島民が多く、それらの原住民は若い人口年齢構成である事実と関係している。

表－2 0－14歳オーストラリアの児童の居住地域

州など	児童数	対全豪州児童数比率(%)	対州／自治区人口比率(%)
NSW	1,315,566	33.5	20.4
Vic.	948,914	24.2	19.9
Queens.	753,960	19.2	21.1
WA	397,705	10.1	21.1
SA	291,340	7.4	19.5
Tasma.	98,724	2.5	21.0
ACT	64,218	1.6	20.6
NT	50,850	1.3	26.0
Australia	3,922,183	100.0	20.5

Source:ABS 2000a.table2.2:Residence area of Australian children aged 0-14 years, 2000

二、本論

1. わが国の「里親制度」に相当する NSW 州・オーストラリアの制度、名称及び養育の形態

(1) 里親 (O O H C) 制度に関する法律

オーストラリア・N S W 州：

Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 No.157

(6 February 2001 施行)

Children and Young Persons (Care and Protection) Amendment (permanency planning) Act 2001
No.91 (6 December 2001 承認)

(2) 名称(関連名称含む)

NSW 州・Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 No.157 では、“Foster carer (parent)” は “Out-of-home care” として他のケアの形態と一括して扱っている (Part8 §§ 134~172)。なお、Out-of-home care にどのようなケアの形態が含まれているのかについては、後述する。

ただし、連邦法・Social Security Act (Commonwealth Government) では、Foster Children, Foster Carer, Foster Family, Foster Parents の用語を使用している (注 7)。

(3) 養育形態

1) “Out-of-home care” は、ケアや保護 (protection) を必要としている児童や児童の家族に対して提供されるサービスのひとつである。このタイプのサービスは、両親以外の種々のケア制度によって児童や青少年の支援 (assists) や援助 (supports) を行うものであり、里親 (Foster Carer) , 親戚 (relatives) や親族 (kin) 、施設ケア (residential care) を含む概念である。児童などが Out-of-home care に付される最もポピュラーなケースは、裁判所の命令 (Care and Protection order) によるものである (注 8)。

2) “Out-of-home care” として扱われるためには、養育期間は、児童裁判所の命令 (an order of Children's Court) による Care や Control については 14 日以上、その他のケースでは 12 ヶ月間でまとまった期間または総計が、28 日を越える場合に対象になる (§ 135(1)(c) (1)(ii))。

また、out-of-home care は、Authorised Carer (1998 年法 § 137 “Designated Agency・指定機関の Officer または Designated Agency に Authorised Carer と認定された個人または団体”) のみが行うことができる (§ 136) (注 9)。

3) 時間的、俗称的には “Daily Care” “Short Term Care” “Interim Care” “Permanency Placement” の分類もできる。

* Authorised Carer は、§ 137 の要件を満たし O O H C を提供できる者であり、Designated Agency とは、§ 139 に規定された公的サービス部門あるいは O O H C の提供を調整する団体のことである。詳細は後掲の規定を参照。

*以下において、“里親”に該当する単語は *Foster care* であるが、旧 1987 年法の下での *Foster care* は、1998 年法の下では *O O H C* として使用されており、日本語の“里親”に該当するのは、1998 年法では *O O H C* であるとする理解が、むしろ正しいのではないかと考える。その意味で、以下において“里親 (*O O H C*)”として記載する。*Foster Carer* の意味で使用する場合には、単に“里親”と表記する。

2. 児童福祉に関する（行政）組織

(1) 関連する行政組織

里子 (Children and Young persons * 参照) に対するサポートは、各州政府の責任だが、連邦の全体的な調整 (Coordination) を連邦政府が行い、また連邦政府は予算、制度、税制、システムで児童福祉についての大きな実質的貢献を行っている。

*わが国の児童福祉法の「里子」に相当するの単語についても、里親と同様な取扱が必要になってくる。直訳は “*Foster children*” であろうが、日本の法律とオーストラリアの法律の表記上の違いからすれば、1998 年法が使用している “*Children and Young persons*” が適当であろう。このような意味から、「里子」についても *O O H C* の提供者 (*Authorised carer*) の意味で使用する場合には“里子 (*Children and Young persons*)” とし、“*Foster carer (parent)*” の意味で使用する場合には、単に“里子”と表記を、以下においてする。

1) 連邦政府 (Commonwealth Government)

a) 担当大臣 Minister for Family & Community Services

Senator the Hon Amanda Vanstone

Minister for Children and Youth Affairs

Hon Larry Anthony, MP

b) 担当官庁 Commonwealth Department of family and Community Services

Secretary: Mr. Mark Sullivan

Australian Institute of Health and welfare

この機関は、Australia’s national health and welfare statistics and information agency として、統計作成、情報整理、問題点の指摘を行い、官民の政策立案、施策、現場での Service に統計、情報提供を行っている。

Board Chair: Dr Sandra Hacker

Director: Dr Richard Madden

2) 各州政府 (この Report では、N S W に限定)

N S W 州

a) 担当大臣及び責任官僚

Minister: The Hon. Faye Lo Po, MP

Director General: Caemel Niland (注 10)

b) 担当官庁 New South Wales Department of Community Services (以下“DoCS”と省略して使用する)

その他の州及び Territory:

Victoria: Department of Human Services

QLD: Families, Youth and Community Care Queensland

WA: Department of Family and Children’s Services

SW: Department of Human Services

Tasmania: Department of Health and Human Services

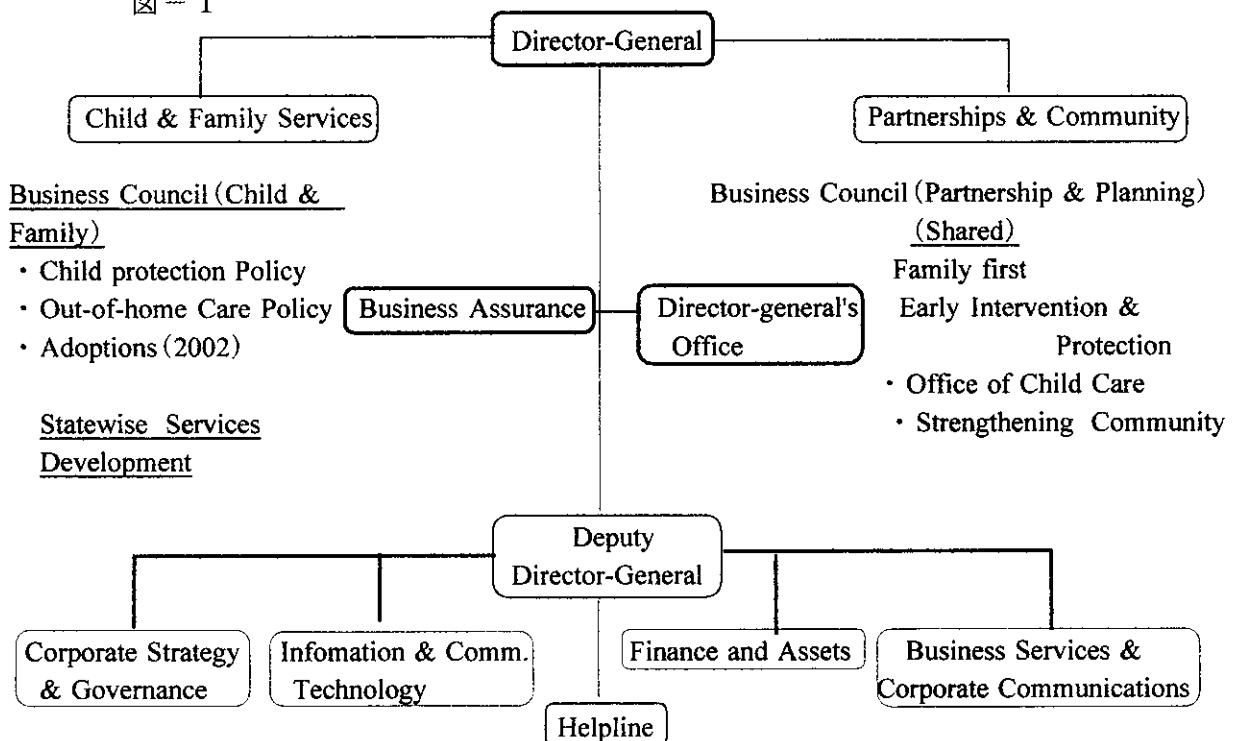
ACT: Department of Education and Community Services

NT: Territory Health Services (注 11)

3) NSW 州・DoCS の組織及び政策

I) DoCS (Department of Community Services) の組織図 (詳細な組織図は末尾掲載)

図 - 1



source : NSW Department of Community Services: Annual Report 2000-2001 p.9

II) 政策

DoCS の児童及び家族サービス<Children & Family Services>の中核となる役割 (2000/01)

- ① 危機に瀕している児童及び青少年の保護
- ② ホームレスや家庭に戻れない児童や青少年に対するOOHCの提供
を掲げ、さらに2001／02年の継続的課題として次のものを掲げる。
 - ① “ACT 1998”によるサービスの提供を堅実にすること
 - ② “ACT 1998”的 OOHCセクションの布告<proclamation>に関する準備
 - ③ Children and young persons (care and protection) Amendment (Permanency Planning) Bill 2001 (2) (6 December 2001 承認、前掲に、1 (1) を参照) の提案部分の準備
 - ④ 児童ケースマネジメントシステムの監督<Looking After Children (LAC) management system>の実施の準備
 - ⑤ DoCSによって使われていたリスクアセスメント手続の改良
 - ⑥ 新しいクライエントデータシステムの解放までの間ケースワーク実践における変化をサポートするクライエント情報システムの改良（注12）

このような NSW 州における児童サービス政策の展開は、1980年代から整備されてきたものであり、女性の労働市場参入及び離婚率の増加によるシングルマザーファミリーにおける児童の養育問題としてのサービスの充実政策が、一定の充足の結果であり、児童福祉政策が「利用的充足」の段階から「質的充足」の段階に移行したことによるものであり、その意味で、時代的ニードとしての児童の生活場所の数的確保の上に、質的確保としての「要保護児童」の段階に移行したものと考えられる（これは何れの時代においても、それぞれの社会感覚におけるニードとしての数的確保と質的確保の展開があり、社会的な生活環境の変化、即ち、核家族化、地域の人間関係の疎遠化など児童ケアをめぐる人的資源の量的・質的低下によるよう保護児童の問題が顕著化したものである（注13）。

3) 関連する司法組織

児童の保護に関連しては、通例は児童裁判所 (Children Court) であり（注14）、19

1998年法（Children and young persons (care and protection) Act 1998）の規定に従い、所定の手続が規定されている（注15）。

4) 関連する児童施設

OOHC（家庭外ケア）制度のひとつに里親（Foster carer）制度がある。児童のOOHC（家庭外ケア）のタイプには、下記のような種類があるが、中でも施設ケア（Facility-based care）を受けている児童の数は年々低下しており、施設ケア減少、即ち脱施設化の傾向は、オーストラリアでは1960年代の終わりから進行している（注16）。OOHC（out-of-home care）は、その90%がIn home based careである。つまり、個人の住まい（Residence）で行われているのが大半である。Designated Agency（指定機関）も緊急保護施設を含め施設を持っている。OOHCに関する住まいについては、児童1998年法では“*The placement of a child or young person in out-of-home care*”と言う表現を用いている（§138(2)(a), §140, §141(1)など）（詳細は後述「4 統計的実体」で再掲する）。オーストラリアでは、OOHCとしては次の3タイプが設けられている。

- { ①家庭ケア（Home-based care）
- ②施設ケア（Facility-based care）
- ③自立生活（Independent living）

①の家庭ケアは、児童のケアに必要な経費を弁償されるケアラー（介護者、監護者、看護者）の家庭で所定のケアが行われるものであり、このケア・カテゴリーにはさらに次の3つがある。

- (a) 児童と一定の身分関係のある者によるケア（Relative / Kinship care）
- (b) 児童の生活費に相当する手当を受ける、認可されたケアラーの個人の家庭で提供されるケア（Foster care）

(c) 以上何れにも該当しない個人の家庭で行われるケア（Other home-based care）

②の施設ケアは児童の処遇を目的とした施設制度であり、有給職員が配置されている。勤務当番制スタッフや住み込みのケアラーがいる。家庭的グループホーム（Family group home）や援助付き住宅（Supported residence）、福祉施設（Facility-based arrangement）が例である。

③の自立生活は、児童が自立して生活するものであり、宿泊施設（Private boarding arrangement）である（注17）。

3. 里親（OOHC）関連の行政機関と認可団体

里親（Foster carer）制度は、OOHC制度の一類型であり、関連する行政機関はOOHCの規定に従う。また、1998年法に規定する具体的な詳細事項の定めは規則に委ねられている（注18）。1998年法では、135条ではOOHCの定義を定め、136条ではOOHCの提供者には“権限付与されたケアラー（Authorised Carer）”だけになるとされ、それ以外の者はOOHCの提供は禁止し、さらに、137条においてOOHCの提供者となる資格要件について規定する。それらの規定によれば、OOHCの提供者には指定機関の主席責任者（principal officer of a designated agency）、規則に従い指定機関（designated agency）によって権限付与されてケアラーとされた者、及び同規則によって特別に認められたものである（137条(1)(a)～(c)）。但し、現段階（2002.11.1）ではOOHCについての規則は定められておらず、依然として旧・*Children (Care and Protection) Act 1987*の下での最新の規則、*Children (Care and Protection) Regulation 1996*に規定する Foster Care の規定によって運用されている。

－1998年法（仮訳）－

135条 「家庭外ケアとは何か」

(1) この法律では、家庭外ケア（out-of-home care）とは、次のような児童及び青少年の（報酬（fee）、利益（gain）、謝礼（reward）のあるなしに係なく）住宅ケア及び管理を意味する。

(a) 児童及び青少年の普通の（usual）家庭以外の場所で、

(b) 次の人以外の人による、

(i) 児童及び青少年の親、または

(ii) 児童または青少年の関係者

(c) 次の理由で、

- (i) 児童裁判所の命令に基づき 14 日間以上提供されるケアあるいは監督のケースにおいて、及び
(ii) その他のケースでは、12 ヶ月の間に 28 日を越えるまとまった期間、あるいは数度の期間

(2) out-of-home care は、次のものは含まない:

- (a) 児童サービスの許可された提供者として、その者の能力の範囲で、その者によって提供される児童のデイケア (daily care) 及び監督、または
(b) out-of-home care 以外の規則 (regulation) によって規定される (prescribe) 児童または青少年のケアあるいは監督

136 条 誰が out-of-home care を提供するのか

- (1) OOH C は、Authorised Carer によってのみ (only) 児童または青少年に提供される。
(2) Authorised Carer 以外の者が児童または青少年に対して OOH C を提供することはできない。

* 最高罰金 (Subsection (2)) : 200 罰金ユニット

137 条 Authorised Carer (権限付与された Carer) とは誰が？

(1) この法律において Authorised Carer は次のものを意味する

- (a) designated agency (指定機関) の主席責任者 (principal offender)
(b) 規則により designated agency により、authorised carer として権限付与されたもの
(c) 規則により authorised carer として、特別に <otherwise> 権限付与されたもの

(2) 規則は次のことについて規定する

- (a) 権限付与申請のための原因 (making) 及び決定 (determination)
(b) authorised carer として、指定機関または別に定めによる、person の権限付与
(c) 次の事項に関する権限付与の要件 (condition) の付加 (imposition)
(i) 権限付与された Carer に配置 (措置) される児童または青少年の最大人数 (各 <specificial> 年齢グループ毎の最大人数を含む)
(ii) 権限付与された carer のケアを受ける児童または青少年の選別 (identification) または説明 (description)

(d) 権限付与に関する有効期間

(e) 権限付与に関する取消 (cancellation) または <一時> 中止 (suspension)

138 条 誰が OOH C の提供をアレンジ (用意・準備・調整) するのか

(1) OOH C の提供についてのアレンジメントは、次のものによってのみ行われる。

- (a) designated agency (指定機関)
(b) Children's Guardian (児童後見人)
(2) (1) (a) (b) 以外のものが次のことをした場合は処罰される。

(a) OOH C の下にある児童または青少年の居所 (placement) をはーまたはアレンジするもの

(b) (a) を喜んで行う立場にあると広告または実行したもの (彼自身、彼女自身、団体自身)

最大ペナルティ (subsection (2)): 200 ペナルティ・ユニット

139 条 designated agency とは何か？

(1) この法律で designated agency とは、次のものを意味する。

- (a) 公的サービス部門 (dep. of public services)
(b) OOH C の提供をアレンジする団体 (組織 organization)

但し、当該部門あるいは団体が、規則に従い、さしあたり <for the time being> 信頼されている (accredited) ことが必要である。

(2) 規則は、信任 (accreditation) の申請者 (applicant) が指定機関として認定されるために従わなければならない (comply) 基準を定める。

140 条 Supervisory responsibility of designated agency (監督責任)

Authorised carer の OOH C に児童または青少年を任せた designated agency は当該配置 (採用 placement) を監督する責任を有する。

note.

ある配置 (placement) が児童や青少年のために行われるまでは、親としての責任は児童裁判所の命令の効力により、規定上、Minister の義務で (lie with~) ある。designated agency は配置 (placement 採用) を苦心したり、それを監督する責任があり、必然的にそのことを委任された (delegated) 一定の機能を行使する。それらの諸機能としては次のようなも

のが含まれる：

- (a) authorised carer または residential unit(施設)に児童または青少年を配置（委託・処遇 place）する権限
 - (b) ケア責任に含まれない児童または青少年の安全、福祉、幸福に関する事項について決定（判断 make decision）する権限
 - (c) authorised carer に対する指示(direction)を与えることによってケア責任の行使をコントロール（管理統制）する権限
 - (d) 保護または促進されている児童または青少年の安全、福祉、幸福を保障するあるいは当該配置（処遇・委託）を監督する義務
- 上記のものは designated agency の権限及び責任を伴う(encompass)ものである。但し、特定の権限は、委嘱（委任 delegation）により Minister または後見人(guardianship)によってのみ行使される。これらは後見人の残存権力(residual powers)である。次のようなものがある；
- a) 当該 jurisdiction(法領域)からの児童または青少年の移動を判断する(authorise)権限
 - b) パスポートを申請する権限
 - c) 特別な医療的介入(medical intervention)の同意あるいは同意辞退(decline)をする権限
 - d) 青少年の婚姻に同意する権限

（1）認可基準

1) 里親(OOHC)、即ち、1998年法の下では OOHC の提供者は、1998年法 136 条に規定する者であり、OOHC の提供者(Authrised carer)の認可基準の詳細は規則 (Children <care & protection>Regulation 1996)により、定められている（一、序論の部を参照。“Act 1998”の下でも O O H C に関しては、将来の改正は別として、現段階<2002.11.1 現在>では、“Regulation 1996”的規定が適用される。）。1998年法の O O H C に相当するのは 1987 年法の下での foster parent(1998 年法の下での規則では foster carer に改められる予定)であるが、依然として規則が制定されていないために、1987 年法の下での foster care システムについての規則が 1998 年法の下の O O H C 制度に適用されている状態である（2002.11.1 段階）。

2) 1996 年規則に基づく認可基準(Children<Care and Protection>Regulation 1996)

(I) この規則の下では、「里親」に相当する用語は “Foster parent” であり、同規則第一部 4 (定義) では、二つの要件、即ち①里親権限<fostering authority>の保有者②児童を里親として預かることを目的として、機関<agency>によって配置された児童のケアに当たる者、である。この場合、当該児童が里親先を探すために機関によって配置されている場合は含まれない (Part 7, 70 定義を参照)。この規則による「機関 agency」とは、公認の民間里親機関<an authorised private fostering agency>であり、公認の民間里親機関(an authorised private fostering agencies)は、当該規則 Part 5 (Part 5)項目(division) 1 序文の注によれば「里親ケアの下にある児童の配置を調整・あっせんする非政府組織」を指している。

(II) 里親機関としての認証の申請及び機関の業務、行動指針、児童の配置などの事項については、同規則項目(devision) 2、4 8 ~ 6 1 に定められている。

(III) 里親(foster parent)になるための手続は Part 7 項目 2 (Part7 Division2) 7 1, 7 2 に規定する。その申請については次の要件が求められている。

- i) 大臣が申請の妥当性を判断するのに貢献する資料<予め大臣の要求する資料などを含む>を添付し、定められた書式を用いて申請をすること（以上 7 1）、
- ii) 里親申請には、an Officer の意見(opinon)が必要であり、その意見の対象項目としては申請者自身が

- ①児童の福祉に共感していること
- ②児童に関する適切な知識、理解、経験を持っており、児童のニードに対応できる可能性を持っていること
- ③児童を適切に世話し、監督できること
- ④児童を世話するのに十分な人格的成熟、健康、性格を持っていること

- 申請者とその家族が適格かつ適切な人物であること
- iii) 申請者が健康的に児童のケアが出来るかどうか、必要な場合には医療検査により判断されること
- iv) 申請者が現在及び過去に法律第 42 条(Children<care and Protection>Act 1987 No.54 section 42 “Unauthorised fostering prohibited”)の規定に違反していないこと
- v) 必要があれば、申請者及びその家族が「犯罪歴に関する法律 1991 年」“Criminal Records Act 1991”に準拠した質問を含め、an Officer の質問に対応できること
- などである（以上 72）。

－ 1987 年法（1996 年）規則（仮訳）－

第五部 民間の里親機関

本規定において、里親(foster parent)とは、里親[行為]を目的として、機関(agency)によって配置された児童をそのケアの下におくところの者である。

項目 2 機関の権限

48 機関への権限[認証]の申請

- (1) 機関への権限[認証]の申請は、認定された書式でなされなければならない。
- (2) 申請には、その申請の[妥当性を]決定するのに資するとして大臣が適切に要求する資料等が伴わなければならぬ。
- (3) 申請には、その権限の下で提供されるところの民間里親サービスを全般的に監督する予定の者の[氏名]が特定されていなければならない。

49 機関への権限[認証]の申請に関する報告

- (1) 報告を（[児童(ケアと保護)]法の表 1 の項目 3 に基づいて）、機関への権限[認証]の申請の際に作成するにあたって、オフィサー(“an officer”):はそのオフィサーの私見として、それが[以下の点についてどうなのかを]述べなければならない。
- (a) 主席責任者に推されている者が、
- (i) 豪州ソーシャル・ワーカー協会の会員であるか否か。あるいは、その他の認定資格、認定された訓練や経験があるか否か。
 - (ii) この申請者が申請しているところの民間里親サービスの全般的な監督をするのに充分な経験を積んでいるか否か。そして、
 - (iii) [その役割に]合致し、適切な人物か否か。
- (b) 申請者が 適切な[以下のサービス]提供を既にしたか、あるいは、する用意がある。
- (i) 申請者が里親の縁組を依頼された者に関する児童の審査。
 - (ii) 申請者に対して、児童の里親縁組を希望する両親へのカウンセリング。
 - (iii) 里親となることを希望している親たちの調査・選定・教育と[彼らの]家庭調査。
 - (vi) 申請者によって里親に配置されたところの児童の里親ケア状況の監督。

- (2) 主席責任者に推されている者が適任者であるか否かを確定する目的で、

オフィサー(“an officer”):は 適切と自分が判断する質問(たとえば、もし犯罪歴があれば、犯罪歴に関する法: 1991 年に準拠しつつ、それに関する質問をすることも、含まれる)をすることが認められる、

50 機関の権限[認証]の条件

[児童(ケアと保護)]法の表 1 の項目 6 の掲げる目的のため、機関の権限に関して、下記の条件がある：

- (a) 機関は、権限を受任された官吏が機関が使用中の土地建物、すべての里親[実践]記録と里親[実践]登録を通常の営業時間内に査察することを許可しなければならない。
- (b) 機関、ならびに 主席責任者とその他の全職員は、里親が行動指針(Code of Conduct)を遵守するように、全力を尽くさなければならない。

51 機関[に認証される]権限の様式

- (1) 機関の権限は、[別途]認証される様式において[認証される。]
- (2) 機関の権限は、[児童(ケアと保護)]法の表 1 の項目 6 ないし 7 に基づいて、大臣によって課されたところの条件に適合しなければならない。

52 機関[に認証される]権限の変更の告知

- 機関はその住所(address)に変更を生じた際には、7日以内に文書でその変更を長官宛て告知しなければならない。
罰則の最大値：2 罰則単位

(2) 配置基準と行政当局

行政機関の配置基準と数に関しては必要性と予算を勘案して Flexible に行われている。N S W州の場合、福祉に関する出先機関として Community Services Centres (CSC)があるが、州内に 84 の CSC が配置されている。これに 8 つの Area Offices があり、それを統轄する Central Office がシドニー近郊の Ashfield にある。配置の基本は、問題の多い地域には多く、少ない地域には少ないというように、実情に応じた Flexible に設置されている。これらの機関が、里親 (O O H C) 制度でも、現場に接し直結した役割を担っている（注 19）。

連邦政府の Minister for Children and Youth Affairs, Larry Anthony が最近の Statement において豪州における Children の Fostering について、連邦、州政府、民間とのさらなる協力の重要性を Appeal しており、その中で、豪州では 8,300 の Foster Families が 16,000 以上の子どもの世話をしている旨述べている。また、1997 年から 2001 年 6 月の間に、Care を受ける children の数が 30 % 増加している事実を指摘している（後掲、注 27 を参照）。

(3) 民間と行政当局の連携に関する規定

1) 連邦政府

上記の連邦政府大臣の Statement にあるように、Foster Children support は、州政府の責任であるが、連邦政府は予算、税制、制度面において各政府及び関係民間機関、設備、Foster Families/Children を支援しており、また、連邦、州、民間の協力、連携に力を注いでいる。その支援は、具体的には連邦政府の Social Security Law (社会保障法) に規定されているが、その支援、援助の一部については前述した（注 20）。これらの事実は、オーストラリアでは児童福祉関係は州の権限であり、児童に対する責任は連邦も持っているのだから、その責任は財政的な支援として、社会保障という大枠の中で示していると考えられる。

2) N S W州政府

民間と行政当局との連携の重要性は、1998 年法においても強調され、強化されている。Chapter 2 Part 3 で、Role of the Minister and Director-General を規定し、その Director-General's request for assistance from other agencies (§ 17) また Obligation to co-operate (§ 18) 及び Assistance comprising comprising provision and exchange of information (§ 19)において、官民の協力、連携を義務づけ、規定している。

— 1998 年法（仮訳） —

第 2 章

パート 3 担当相及び長官の役 (Minister & Director-General)

15 条 担当相の役割 (general role)

担当相は、この法律によるケア及びプロテクションを必要とする児童または青少年についての責任を果たすに際して、政府、非政府機関、家庭、自治体（市など corporation）及びコミュニティー間の協力を促進する (promote) ことである。

16 条 長官の役割 (genral role)

(1) 主要な役割 (principal)

長官は、この法律の目的及び理念 (principles) に符合するサービスを提供し、政策及び手続の発展、採用、評価を促進する。

note. この役割として次のものが含まれる：

- ・児童及び青少年に対する援助の提供
- ・児童や青少年に影響を与える、あるいは彼らに符合したサービスや情報を提供する手続においては、児童や青少年及び彼らの家族を含む
- ・児童や青少年のケアや保護、そして家庭内における彼らの養育の促進を両立する
- ・児童や青少年のケアや保護に伴われるコミュニティ支援

・定期的な見直し作業

・児童や青少年とコンタクトを持つ人の適正性(suitability 適格性)を評価査定(assess)する手続を実施すること

・調査、教育、訓練の企画または支援する(encouraging)こと

(2) 関係省庁間(interagency)の手続及びプロトコル

長官は、児童または青少年のケアまたはプロテクションを促進し、及びこれらの諸手続やプロトコルが実施されることと定期的な見直しがされることを保障するために、政府部門、諸機関及び地域セクターの手続やプロトコルの発展を促進する。

(3) サブ§ (2) に関する手続及びプロトコルの目的は、次の通りである：

(a) 児童と青少年のケアとプロテクション及び家族の（機能の）強化及び支援のためのサポートサービスの提供のためのコーディネートされた戦略の展開を促進すること、

(b) OOHC ケアを離れた青少年(young person)を援助するためのサービス供給(provision)をコーディネートすること

17条 他の機関からの援助のため長官要請

児童または青少年の安全、福祉(welfare)、幸福(well-being)を促進し保護するために行われるべき行動を決定するに際して、長官は、児童または青少年または彼(彼女)らの家族に対してサービスを供給するために政府の助成(fund)を受けている政府省庁、機関、または非政府機関に要請しなければならない。

18条 協力義務

政府官庁及び機関は第17条の規定の要請があった場合には、それに応じることに努力しなければならない、但し、権限外であったり、その機能の果たすのに不当な損害を伴う場合は、この限りではない。

19条 供給及び情報の交換を含む援助

第17条及び18条は、第248条(提供及び情報交換)を制限するものではない。

4. 統計的実態

下記関連の統計資料は、オーストラリア保健・福祉研究所・キャンベラ(Australian Institute of health and welfare・Canberra)の担当で、毎年公表される“Children Protection Australia”において明らかにされている。NSW州では、DoCS自身は統計を行っていないが、特定の項目に限って、家族支援サービス協会(The Family Support Services Association)に財源を提供し、統計作業を依頼する方式をとっている。

(1) 登録里親(OOHC)数、委託里親(OOHC)数、里親(OOHC)の内容(配偶者関係、年齢、職業、親族か否かなど)

里親(foster carer)は、法の定める所定の手続きを踏めば、何人もなることができる。前述したように(3. 里親(OOHC)関連の行政機関と認可団体を参照)、“Foster Carer”はOOHCの一類型であり、統計的にはOOHCの枠内で理解され、扱われている。“Foster Carer”的意味での里親になるためには、法の定めるOOHCの資格要件を満たせば可能であるが、さらに一般的な表現としては、①法の要件を満たすこと(必要なトレーニングを受けることを含む)②未・既婚、児童の有無及び文化的背景に無関係である③児童や青少年の世話ができる普通の人であり、子ども愛し、子どもを安全かつ安定した環境において世話ができること。特に寛大な心の持ち主であること④障害や問題行動を持つ児童や非虐待児童を養育することに平等かつ自発的な人であること。以上の他に⑤兄弟や姉妹と一緒に世話をできる人も望ましい事、アボリジニ・異文化を持つ人・さらには否かや未開地に済んでいる人なども、世話をする人(carer)として必要とされる(注21)。

1) 表の示すように、OOHC(out-of-home care)における子どもは、NSW州では、その92%は、オーストラリア全体では91%が家庭的ケア(home based care)の下で生活をしており、施設ケア(facility-based care or residential care)はNSW州では3%、オーストラリア全体では6%である。“Foster care”は、NSW州では35%、オーストラリア全体では51%である。表は、家庭的ケアと施設ケアのそれぞれに生活する子どもの数的割合がNSW州とその他の州との間に違いを示すが、これはがNSW州以外の州では、いわゆる6~8人の子どもが共同して生活するファミリーグループホーム(family group

home)を施設ケア(facility-based)として扱われていることによるものであり(注22)、各州間の制度の違いに由来するものである。

表-3 家庭外ケアを利用している児童のタイプ別配置状況(2002.6.30.)

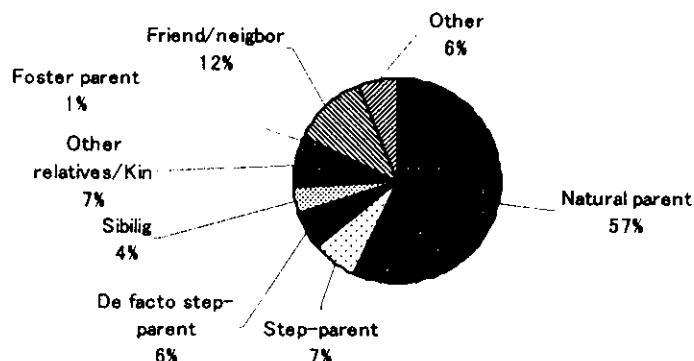
配置のタイプ	NSW州		オーストラリア全体	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
fosterケア	2,795	35	9,668	51
親族／親戚ケア	4,800	57	7,439	39
その他の home-based ケア	-	-	164	1
home-based ケア 小計	7,396	92	17,271	91
施設ケア	289	3	1,057	6
自立(independent)生活	115	1	221	1
その他	302	4	331	2
合計	8,084	100	18,880	100

出典: Child protection Australia 2001-02, December 2002, AIHW "Table 14: Children in out-of-home care:type of placement ,by State and Territory, at 30 June 2002"

2) 子どもの養育責任を担当している家庭環境は、NSW州例で見ると次のようにになっている。

図-2

- ① Natural parent; 57%
- ② Step-parent; 7%
- ③ De facto step-parent; 6%
- ④ Sibling; 4%
- ⑤ Other relatives/kin; 7%
- ⑥ Foster parent; 1%
- ⑦ Friend/neighbor; 12%
- ⑧ Other; 6%となっている。



出典: Child protection Australia 2000-01,AIHW "Table2.14 : Substantiations by relationship to the child of person believed responsible ,for sereected States and Territories, 2000-01"

(2) OOH C(out-of-home care)を利用する子の数、年齢、内容(年齢、性別など)

1) OOH Cを利用している子どもの数は、2002年6月末段階で、NSW州で8,084人、オーストラリア全体では18,880人であり、その数は年々増加の傾向にある。

これを年度単位で OOH Cに付されて子の数と解かれた子の数は、2000-01年度においてみると、NSW州ではそれぞれ4,542人と1,889人であり、オーストラリア全体見るとそれぞれ12,030人と8,799人であった(前掲図-1参照)。

2) OOH Cを利用者の年齢、性別(オーストラリア全体)

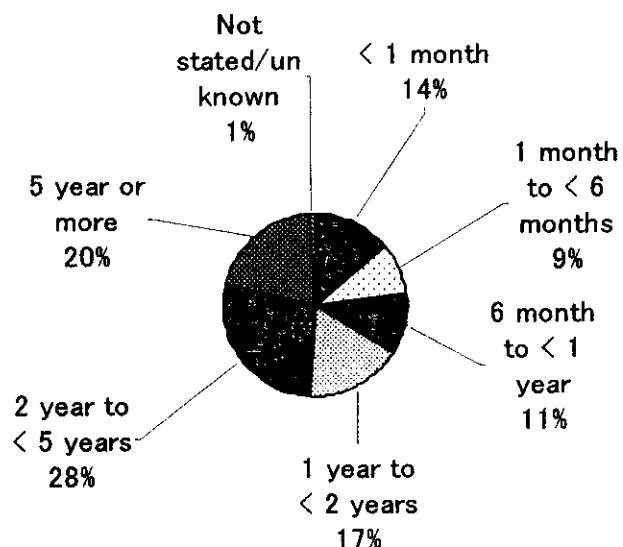
比率の高い順に言えば、10~14歳が31%、5~9歳が30%、5歳以下が24%、15~17歳が16%である。男女の別では52%が男性である(表-4)。また、OOHCを利用する期間については、NSW州の例では53%、オーストラリア全体では57%が2年未満である。2年以上のケースでも2年以上5年未満が28%(NSW州)と24%(オーストラリア全体)、5年以上が20%(NSW州)、19%(オーストラリア全体)である。さらに1年以上2年未満が17%であり、6ヶ月以上1年未満11%、1ヶ月未満14%、1ヶ月以上6ヶ月未満9%である。特に2年以上が全体の半数近い(図-3)。

表－4 性別によるO O H C 利用児童(2001.6.30)・NSW州

性別	NSW州		オーストラリア全体	
	人数	%	人数	%
男性	4,039	52	9,486	52
女性	3,743	48	8,729	48
不明	4	-	26	-
合計	7,786	100	18,241	100

Source: Child Protection Australia 2000-01,AIHW “Table A1.9: Children in OOHC : by sex and State and Territory ,at 30 June 2001”

図－3



Source: Child Protection Australia 2000-01,AIHW “Table 4.6 :Children in OOHC : length of time in continuous placement by State and Territory ,at 30 June 2001”

(レスパイトを理由にOOHCを利用している法域・州域では、それらは1ヶ月未満の中で扱っている)

5. 里親(O O H C) 業務機関を監督する機関と委託児童の権利擁護機関

里親(O O H C)機関を監督する責任機関はNSW州は

NSW Department of Community Services (D o C S)

D o C Sを監督する制度は及び機関としては、

(1) NSW Ombudsman-Legislation

Ombudsman Act 1974 (No.64)

この法律のPart 3A Child protection § 25(c)~(E)において、省(the Department)に雇用する職員について、児童虐待に関する何らかの事情が生じた場合には、オンブズマンとしての所定の仕事をしなければならないとする規定をおく。このことについては1998年法§ 33の“note”において、同様規定をおき、D-G(長官)の義務として規定する。また、Ombudsman Amendment (Child protection and Community Service) Act 1998にも“The NSW ombudsman is now responsible for overseeing and monitoring the handing of child abuse, allegations and conditions against employees of certain government and non-government agencies.”として、NSWのオンブズマンは児童虐待に関する監督、監視する責任を規定している。このように、オンブズマン制度は一般的な意味で行政機関の監視機関として機能しており、DoCSが行政

機関としての職務を、その制度の趣旨に照らし正しく運用されているかを保障するためのものであり、特別に児童または青少年の利益保障のために限定された制度ではない。

(2) Children's Court(児童裁判所)については、“CYP Act 1998” 1998 Chapter 5/6 に規定。

今回の改正は児童のケア及び保護について DoCS の活動幅を拡大し、柔軟かつ迅速な対応によって児童または青少年の利益を確保することに意図があり、今回の改正の特色である。次の項で述べる児童後見人制度(Children's Guardian)の創設は、児童などの利益を保障する児童後見人が担うことによって、DoCS の裁量幅の拡大を支えるものである。これまでの裁判所の機能性の判断の上に立ち、児童などの利益を迅速に守る対応をするために必要なシステムが考案されている。裁判所の機能に着目することなく、行政機能の効果的な発揮として参考になる。1998年法の児童裁判所の規定内容の特色を挙げれば、①児童のニーズに合わせたケアプラン作成の視点から、裁判所の介入なしに解決をする余地の拡大②ケアプランの児童裁判所への登録制度を創設③家族が裁判所以外の協議やカウンセリングに参加できることにしたなどがある。

(3) Children's Guardian(児童後見人)

1998年法の下では、Chapter 10 Children's Guardian(児童後見人)として、§ 178以下に創設されている。この Guardian はOOHC 制度を活用している児童のために、その児童の権利と最前の利益とを促進し、また保護すると同時に監視する職務を監督する職務である。特に、OOHC を提供している機関が所定の基準を満足させることを保証するために、監督行為をしたり、さらには児童のケアに責任のある機関の間の争い事を解決のための支援を行ったりする。

— 1998年法（仮訳） —

Chapter 10 Children's Guardian(児童後見人)

Part 1 Appointment(任命)

178 Children's Guardian(児童後見人)

(1) 政府は児童後見人を任命する。

(2) 児童後見人の雇用は public sector management act 1988 の part 2 A に基づくが、当該法律の part 2 に従属するものではない。

(3) 児童後見人は 5 年を任期とし、public sector management act 1988、第 42 F 条の規定にもかかわらず、職務を継続して 2 期以上行うことはできない。

(4) 政府は public sector management act 1988 の第 42 Q 条の規定にもかかわらず、不正行為 (misbehaviour)、無能力 (incapacity)、また無資格 (不適切) (incompetence) の場合に限り、職務 (office) から Children's Gurdian を解職できる。

179 Acting Children's Guardian(児童後見人の代理) -略-

part 2 Function

180 Functions(機能) — 総則

この法律または他の法律または法令に基づき児童後見人に授与または課された機能を有する。

181 親としての責任としての機能

(1) 児童後見人は次のような機能を有する：

(a) 大臣の指示に従い、児童または青少年の利益のために児童または青少年に関する大臣の親としての責任を行使する。

(b) OOHC を利用するすべての児童または青少年の最善の利益を図ること (promote)

(c) OOHC を利用するすべての児童または青少年の権利が保護され、または促進される事を保障すること

(d) OOHC を利用するそれぞれの児童または青少年に関するケース計画のコピー及びそのケース計画の定期的な見直しに関する報告書のコピーを検査すること。

(e) この法律または規則に基づき、Designated Agency を信任すること及び彼らの責任を監視すること

(2) この規定は、大臣の親としての責任に関する諸機能の公私について大臣を妨げるものではない。

18.2 Authrised Carer から日常ケア及び監督についての責任の解任

児童後見人は、Authrised Carerに対する文書の通知によって、Authrised Carer から児童または青少年の日々のケア (daily care) や監督 (control) についての責任を解任する。

18.3 児童後見人の問題解決についての権限

児童後見人は、この法律及び規則の管理管轄内において発生する次の者の間の紛争を、最良に従い、解決する最善の努力を行う。

(a) 児童または青少年

(b) 児童または青少年に関する親または親戚

(c) Designated Agency

(d) Authrised Carer

18.4 児童裁判所の命令の見直しの申立 (application)

児童後見人は、児童裁判所によってこの法律に基づき行われた命令の取消 (rescission) または適用除外 (variation) について、何時でも児童裁判所に対して申立を行う。

18.5. 18.6 (権限の代理) -略-

part 3 Reports 18.7 (国会に対する年次報告)、18.9～19.0 -略-

6. 里親 (O O H C) 業務態勢 [政府、民間]

(1) NSW 州の里親 (O O H C) 業務体制について

1) 行政機関は “Department of Community Services” である。

2) 民間機関の多くがメンバーで、かつ、それらの民間機関のまとめ役を担っている Association として “NSW Foster Care Assocoation” がある。

3) 民間機関とは、Designated agency/Authorized Carer [指定機関／委任ケアラー (権限を授与されたケアラー)] のことである (注 23)。

4) 3) の民間機関が里親 (O O H C) を募集し、里親 (O O H C) はこの民間機関とともに Care 及び Protection を行っている。

5) Authorized carers のほとんどが個人家庭であり、その Carers に側面的に協力する機関として “The Foster Parents Support Network” “The Association of Children's Welfare Agencies” (注 24) 等がある。

民間機関である Foster Care Agencies in NSW の例としては次のようなものがある。

① Barnardos Australia ② Burnside ③ Careforce ④ Centacare ⑤ Dalmar Children and Family Care ⑥ Great Lakes/Manning Aboriginal Children's Services ⑦ Hunter Aboriginal Corporation ⑧ Macarthur District Temporary Family Care ⑨ North Coast Children's Home ⑩ Nunya Aboriginal Foster Care ⑪ Open House ⑫ Stretch-A-Family ⑬ St Joseph's Cowper ⑭ St Saviour's Neighbourhood Centre ⑮ Kids in Care (UPA) 等がある。

(2) NSW 州で里親 (O O H C) 業務に関わる職員：職員構成

1) 男女別構成：女性 94 %、男性 6 %

2) 学歴：75 % が大卒

3) (里親 (O O H C) 業務についての) 平均勤務年限：4. 3 年

4) (同上) 平均勤務時間：22 時間 [1 週]

5) サービスは機関の 39 % がボランティアを使用し、その数約 275 名であり、平均勤務時間は 4.6 時間 [1 週] である (注 25)。

(3) 里親 (O O H C) 業務担当職員の配置基準

特別な規定はなく、場所と職員配置は、必要性と予算との関係によって配置されている。問題が多いところは多く、少ないところは少なくという配置である。

(4) 職員養成、現任者訓練、研修制度など

養成、訓練、研修などは DoCS を始め、民間機関の Designated Agency (指定機関) でも定期的に、かつ極めて積極的に行っている。具体的な民間機関の例としては、; “The Association of children's Welfare Agency (ACWA)” が代表的なものとしてあげられる。

DoCS による Foster carer に対するサポート制度として次の事項があげられる (注 26)。